

認可地縁団体（地縁による団体（自治会等））の法人化について

〔1〕地縁団体（地縁による団体）

（1）地縁団体とは

地縁団体とは、自治会や町内会等、規約で定めた区域に住所を有することのみを所属条件とする団体（自治法第260条の2第1項）。

（2）地縁団体に該当しないもの

活動内容がスポーツ活動、芸術活動等、特定分野のみである団体や、婦人部や老人会等の性別、年齢によって所属条件が定まっている団体は地縁団体とは認められない（自治法第260条の2第1項）。

〔2〕法人格取得（認可地縁団体の登録）の流れ

（1）認可地縁団体とは

地縁団体は、地域的な共同活動を円滑に行うため益田市長の認可を得ることで法人格を得ることができ（認可地縁団体の登録）、団体名義で不動産登記等を行うことができるようになる。

（2）認可の要件

認可地縁団体の登録をするには、4つの要件を満たす必要がある。

1. 地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

広く地域社会の維持、形成を目的とすることを規約に明記し、具体的な共同活動（一般的な自治会活動）を行っていることが必要。活動実績は総会資料等を用い確認する。

2. 自治会等の区域が明確に定められていること。

この「区域」は、当該自治会等ばかりでなく、市内のその他の住民も容易に認識できる区域であることが求められる。

したがって、町字名や番地又は住居表示で表記し、地図上で境界を明記する必要がある。

3. その区域に住所を有するすべての個人が会員となることができ、その相当数の住民が会員となっていること。

「相当数」の判断は、一般的には当該区域の住民の過半数と考えられる。

現に会員になっているかどうかは、申請時に必要となる会員の氏名及び住所が記載された名簿により確認する。

4. 規約を定めていること

規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

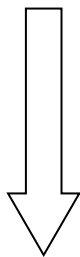
- 〔目的・会の名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格に関する事項〕
- 〔代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項〕

（3）認可の取り消し

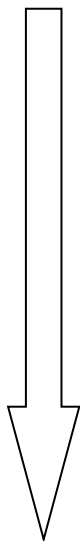
認可地縁団体として登録後に認可の要件を満たさなくなった場合や、不正な手段によって認可を受けた場合は、認可を取り消される場合がある。

(4) 申請

自治会総会

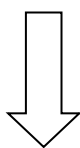


申請

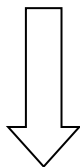


(5) 法人格認可

申請書等の確認



認可



告示

自治会で行うこと

- ・認可地縁団体として登録申請することの議決
- ・規約の制定又は改正
 - 〔・目的・名称・区域・事務所所在地〕
 - 〔・会員・代表者・会議・資産等〕
- ・会員名簿の作成

提出書類（提出書類一式を担当課に提出）

- ・認可申請書
- ・規約
- ・総会資料（前年度の活動実績、決算が分かるもの）
- ・総会議事録抄本
（認可を申請することについて総会で議決したことを証明するもの）
- ・会員の名簿
（子どもを含む自治会員全員の氏名、住所を明記したもの）
- ・代表者証明書及び承諾書
（申請者が代表者であることを証明するもの）
- ・代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無
- ・代理人の有無

必要書類の内容を審査

市長決裁完了で法人認可

（法人としての効力を発するのは、認可告示後です。）

認可の告示後、代表者あて認可及び告示した旨を通知 告示する事項

- 〔・名称・規約に定める目的・区域・事務所〕
- 〔・代表者の氏名及び住所・認可年月日等〕

〔3〕地縁団体印鑑の登録

(1) 申請

地縁団体の印鑑登録は認可地縁団体の代表者が認可地縁団体印鑑登録申請書に必要事項を記入し、申請することで登録できる。ただし、委任を証明する書面があれば代理人（地方自治法施行規則第19条第1項の規定による代理人）が手続きをすることもできる。（認可地縁団体の登録と印鑑登録を同時に行うことは可能）

申請時に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書（※）
- ・登録したい団体の印鑑
- ・代表者の印鑑登録証明
- ・委任状（代理の場合）

（※）申請書に押印する代表者の印鑑は益田市に登録している実印とする。

(2) 登録

登録できる団体の印鑑は1個であり、次のような印鑑は登録できない。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、又は一辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの

〔4〕証明書の発行

(1) 認可地縁団体告示事項証明

告示事項証明書は認可地縁団体として登録してあることを証明する書類であり、認可時に告示した文書の写しを証明書として公布する。なお、告示の写しを交付するだけなので、代表者に限らず誰でも請求することができる。

請求時に必要なもの

- ・証明書交付申請書

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書は認可地縁団体として登録してある印鑑を証明する書類であり、登録した印鑑の陰影の写しを証明書として交付する。なお、契約等において個人の印鑑証明と同様の効果を持つので、登録している団体の代表者（委任状による代理は可）しか請求できず、申請書には登録した印鑑の押印が必要。

請求時に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(3) 交付等に係る手数料等（益田市手数料条例（平成11年市条例第31号）第2条）

ア 交付手数料は（1）及び（2）共に1通につき300円。郵送を希望する場合は別に送料が必要。

イ （1）の閲覧を希望する場合は、1件につき200円。

ウ ア、イ共に前納とし、入金の確認がされた後、閲覧又は交付若しくは郵送する。

〔5〕法人設立の届出（法人市民税関係）

(1) 届出

認可地縁団体として認可されると、自治会は法人格を得るので、法人設立届を税務課に届け出なければならない。

届出時に必要なもの

- ・法人設立届（代表者の押印が必要）
- ・地縁団体証明書、規約、議事録の写し

(2) 法人市民税について

法人として届出をすると、法人住民税が課税されますが、収益事業を行わない限り減免される。

毎年3月末から4月中旬頃に税務課に減免申請書により申請をする。法人として収益がなければ、減免の対象となる。

〔6〕 認可後に変更があった場合の届出

(1) 告示事項に変更があった場合

総会等により告示事項（地縁団体の名称、事務所、代表者等）に変更があった場合、告示事項変更届出をしなければならない。

届出時に必要なもの

- ・告示事項変更届出書
- ・総会議事録（抄本）
- ・代表者証明書及び承諾書（代表者に変更になった場合）

(2) 規約に変更があった場合

総会により規約に変更があった場合、規約変更認可申請をしなければならない。（大幅な変更がある場合、規約が認可地縁団体としての要件を満たさなくなる可能性があるため、事前に担当課に相談する。）

規約の変更が告示事項に係る場合（地縁団体の名称の変更や規約に記載している事務所の位置の変更等）、同時に告示事項の変更も届出なければならない。

申請時に必要なもの

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由
- ・総会議事録（抄本）
- ・変更後の規約（全文）
- ・告示事項変更届出書（規約の変更が告示事項に係る場合）

〔7〕 認可後の地縁団体の事務等

(1) 不動産登記等の手続

不動産等の名義を、認可地縁団体の名義へ変更するときは、法務局等で移転登記等を行う必要があります。移転登記等には、認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し。登記手続では、住所証明情報及び代表者資格証明情報といいます。）が必要となります。不動産登記についての詳しい手続については、法務局へお問合せください。

(2) 構成員名簿の作成と備置

構成員名簿を備え、構成員に変更があるごとに訂正してください。

(3) 通常総会の開催

ア 代表者は、少なくとも毎年1回、通常総会を開いてください。

イ 総会の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。

ウ 総会においては、規約に定めある場合を除いて、あらかじめ通知した事項についてのみ決議をすることができます。

エ 認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、全て総会の決議によって行います。

(4) その他

代表者又はその他の代理人等がその職務を行うにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条の規定を準用し、他人に与えた損害を賠償する責任があります。

〔8〕担当課

益田市総務部総務管財課 電話 3 1 - 0 1 4 1